

第603回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和5年9月26日（火）

午後2時から

場所：茨城県庁17階農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 茨城県内水面漁業調整規則の改正について（諮問）

第3号議案 令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案に対する意見について（協議）

6 報告事項

（1）資源管理の状況等の報告

（2）民間による久慈川アユ友釣り教室の取組について

7 その他

8 閉 会



資料No. 1-1

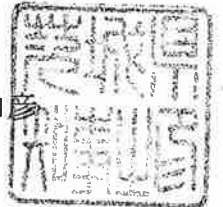
漁諮問第 13 号

茨城県内水面漁場管理委員会

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号）第 11 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 5 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 9 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

平成 30 年 12 月 24 日付けで改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 132 条第 1 項の規定に基づき、うなぎの稚魚は、特定水産動植物に指定されたことから、令和 2 年 11 月 12 日付けで全面改正した茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号、以下「規則」という）第 4 条において、うなぎ稚魚漁業を新設した。

今般、新たにうなぎ稚魚漁業の許可を行うため、規則第 11 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第 5 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第4条に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 うなぎ稚魚漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	許可をすべき漁業者の数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	1者	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域	12月1日から翌年4月30日まで	茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	1者	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域		茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月16日から令和5年11月15日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和5年12月1日から令和6年11月30日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第11条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 うなぎ稚魚漁業

- 1 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第4条に規定するうなぎ稚魚漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁業の定義）

第2 当該漁業は、河川放流用種苗又は養殖用種苗の供給のため、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業をいう。

（使用漁具）

第3 操業に使用する漁具は、ふくろ網のうち掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網及びひき網とする。

（許可等についての適格性）

第4 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第5 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 （掛ぶくろ網）	利根川のうち 茨内共第1号 共同漁業権の 漁場区域	12月1日から 翌年4月30日 まで	茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 （火光利用すくい網）	利根川及び常 陸利根川のう ち茨内共第2 号共同漁業権 の漁場区域		茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 （ひき網）			

(許可の基準)

第6 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(従事者等)

第7 許可を受けた者が、操業に従事する者(以下「従事者」という。)を選定する場合は、許可受有者である組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、従事者は、操業を補助する者(以下、「補助者」という。)をおくことができる。

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けた者は、従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の従事者証を交付しなければならない。
- (2) 従事者は、操業を行うときは前号の従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 従事者は、操業を行うときは別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 許可を受けた者は、知事が漁獲の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

- (8) この許可により漁獲したうなぎの稚魚については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりうなぎの稚魚の採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) 操業に使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、下表のとおりとする。

漁具の種類	統数
掛ぶくろ網	47
火光利用すくい網	50
ひき網	20

- (11) 掛ぶくろ網1張りの規模は、袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ぶくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内とし、5張りをもって1ヵ統とする。
- (12) ひき網1ヵ統の規模は、仕立上がり全長10メートル以内とし、網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第20条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

第10 規則第8条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) 誓約書(別記様式第3号)

付則

- 1 この方針は、令和5年12月1日から施行する。

〇〇 年度うなぎ稚魚漁業従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 従事者及び補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
従事者				
補助者				

- 5 操業区域
- 6 従事期間
- 7 条件

- (1) 従事者は、操業を行うときは本従事者証を携帯しなければならない。
- (2) 従事者は、操業を行うときは所定のゼッケンを着用しなければならない。
- (3) 船舶の航行を妨害してはならない。
- (4) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

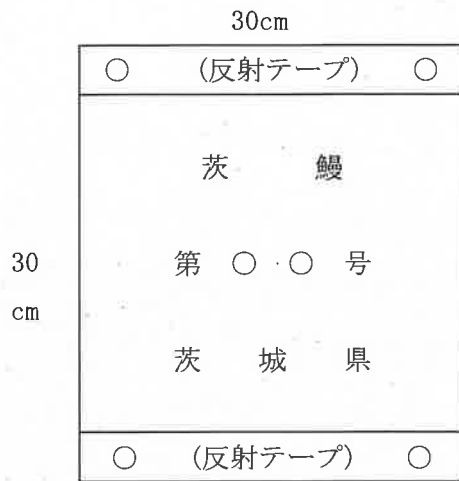
発行者

(住所)

〇〇漁業協同組合

代表理事組合長 〇〇 〇〇 印

様式第2号



注) 1 地色は黄色
文字は黒色

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公団（現 水資源機構）が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約致します。

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 印

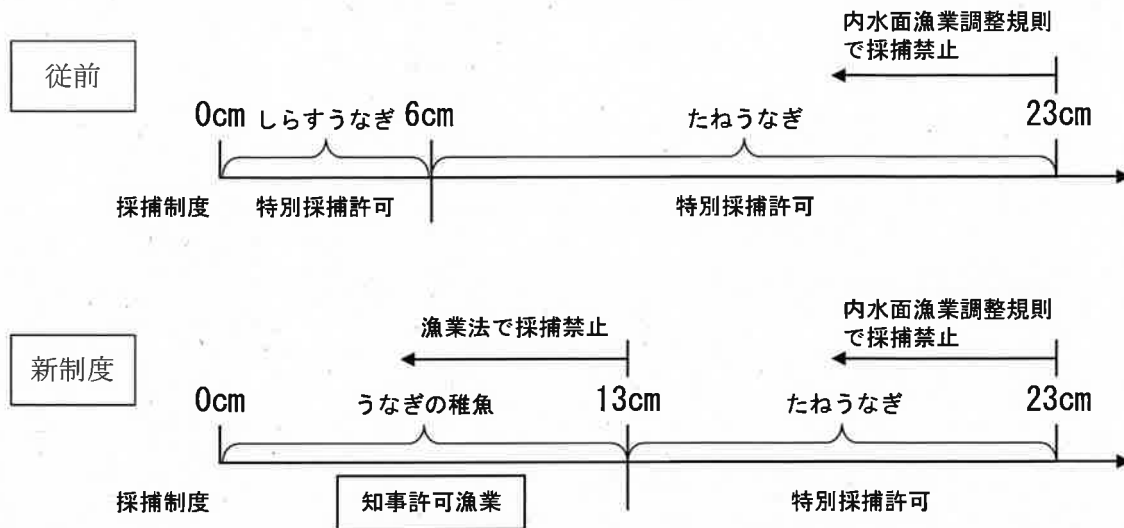
茨城県知事 大井川 和彦 殿

資料 No. 1-3

うなぎ稚魚漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和5年9月26日
茨城県農林水産部漁政課

1 うなぎの稚魚の区分と採捕するための制度の移行について



2 制限措置と取扱方針

今般、新たにうなぎ稚魚漁業を開始するにあたり、県は茨城県内水面漁業調整規則（以下「規則」という）第11条第1項及び第5項の規定に基づき、「制限措置」（漁業種類、許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、操業区域、漁業時期及び漁業を営む者の資格）、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」並びに「許可の基準」を以下のとおり制定する。

また、許可又は起業の認可に関する取扱いは、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針に規定する（別添「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針（案）」参照）。

①現行制度（特別採捕許可）と新制度（知事許可漁業）の比較

項目	現行	新体制
採捕の根拠	特別採捕許可	知事許可漁業
許可の有効期間	12月1日～翌年4月30日	1年間
漁業種類		うなぎ稚魚漁業 ・掛ぶくろ網 ・火光利用すくい網 ・ひき網
許可をすべき漁業者の数	(2者)	掛ぶくろ網：1者 火光利用すくい網及びひき網：1者

制限措置

項 目	現 行	新体制	
操業区域	はさき漁協 利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域 常陸川漁協 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域	掛ぶくろ網： 利根川のうち茨内共第1号共同漁業権漁場の漁場区域 火光利用すくい網及びひき網： 利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域	制限措置
採捕期間／ 漁業時期	12月1日～翌年4月30日	共通： 12月1日～翌年4月30日	
許可の対象者／ 漁業を営む者の 資格	はさき漁協	掛ぶくろ網： 茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合（はさき漁協）	
許可の対象者／ 漁業を営む者の 資格	常陸川漁協	火光利用すくい網及びひき網： 茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合（常陸川漁協）	
漁具の種類及び 統数	はさき漁協 掛ぶくろ網 50ヶ統 常陸川漁協 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統	掛ぶくろ網 47ヶ統 火光利用すくい網 50ヶ統 ひき網 20ヶ統	取扱方針
採捕するうなぎ 稚魚の上限数量	はさき漁協 6,000kg以内 常陸川漁協 200kg以内	なし（※全国の池入れ量に応じた国の停止要請を受け、県による採捕停止措置あり）	大きな変更点
（参考）罰則	特採許可条件又は内容の違反（特採により制限を解除せずに採捕を行った場合に相当） 6月/10万円	特定水産動植物の無許可採捕 3年/3,000万円 制限措置違反 3年/300万円	

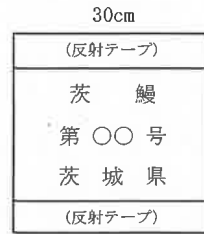
②許可の条件

県がこれまで特別採捕許可の許可基準として運用してきた「うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針」及び「しらすうなぎの特別採捕許可要領」に規定されている内容を、知事許可漁

業の言い回しに修正のうえ、「うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針」に規定する。

(備考)

- ・ 操業時の規定のゼッケン（右図）の着用は引き続き義務とする。 30 cm
- ・ たねうなぎ（13cm 以上）の採捕は引き続き特別採捕許可により対応する。



※地色は黄色文字は黒色
ゼッケン様式

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年10月16日から令和5年11月15日まで（1ヵ月以上；規則第11条第2項）

4 許可の有効期間

令和5年12月1日から令和6年11月30日まで（1年；規則第14条第1項）

5 許可の基準について

規則第11条第5項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可（起業の認可）を有する者
(2) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
(3) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
(5) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
(6) 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。

(参考) 漁業協同組合の自営事業について

はさき漁業協同組合、常陸川漁業協同組合のいずれも、漁協の自営事業として「うなぎ稚魚漁業の経営」を追加する定款変更を実施済み。

スケジュール

時 期	内 容
令和5年9月26日	漁場管理委員会（制限措置等の諮問）
10月中旬	制限措置等の公示（県報登載）、申請受付開始
11月中旬	申請締め切り
11月下旬	審査・許可証発行
12月1日	うなぎ稚魚漁業開始

5水管第1569号
令和5年8月31日

各都道府県の長（別記参照） 殿

水産庁長官

令和6年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕は、この状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、本年12月1日から、シラスウナギは原則として都道府県の知事許可漁業のもとで採捕が行われること、令和2年12月に施行された改正漁業法（昭和24年法律第267号）に創設された特定水産動植物の採捕禁止違反の罪が本年12月からうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）にも適用され大幅に罰則が強化されることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和6年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行については別紙2を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和6年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

(1) 流通の適正化について

令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)が成立し、令和4年12月1日に施行された。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並び取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的とするものである。シラスウナギについては、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として令和4年4月26日に「うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)」が指定されており、令和7年12月1日から適用されることとなっている。

(2) 適正な運用を図るために講ずるべき措置について

これまで、採捕数量の未報告・過少報告の要因について、密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されてきたことから、今後は、水産流通適正化法における規制(届出、漁獲番号の伝達及び取引記録の作成・保存)の運用を見据え、採捕・流通の実態を踏まえて、漁業の許可のもとで適正な報告が行われるよう必要に応じた運用の改善を図るべきである。

については、令和6年漁期(令和5年11月1日～令和6年10月31日)の漁業の許可(以下「知事許可」という。)の運用においては、「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」(令和3年10月8日付け3水管第1707号水産庁長官通知)(別紙3(参考))を踏まえて、以下の措置を講じられたい。

なお、シラスウナギを採捕する漁業を漁業権の内容とする場合や令和5年11月1日から11月30日までの間に特別採捕許可に基づきシラスウナギを採捕する場合であっても、知事許可の運用に準じた措置を講ずることが適当である。

- ① 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- ② 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- ③ シラスウナギの正確な採捕報告を担保するため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。

- ④ 許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、その分を報告しない、過少報告するなどが指摘されている。このことから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告や過少報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するものとならないよう十分留意されたい。

(3) 留意事項について

(2)の措置に加え、採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して、当該者の許可の順位が劣後するよう許可の取扱方針を見直すことや当該者の数だけ次年の許可の公示数を減らすこと等を検討されたい。許可の運用を見直す際には、内水面漁場管理委員会への諮問が必要となる場合があることに加え、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意することが必要である。

また、知事許可を得てシラスウナギを採捕する漁業を営む漁業者は、漁業者自身の判断によってシラスウナギを販売するものであり、うなぎ養殖業への種苗供給は全国的に行われている。さらに、国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面振興法に基づき上限が設定されており、当該上限を超えないように管理されている。これらのことから、都道府県内の供給に限定する必要や採捕数量の上限を定める必要はないことに留意されたい。

2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和5年12月1日から令和6年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川溯上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整することが重要である。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の制限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和6年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウ

ナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出
- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
- ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
- ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
- ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収

等の措置を積極的に検討するべきである。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっております十分とは言えない。

平成 30 年 7 月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第 168 条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

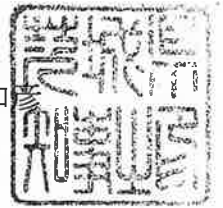
漁諮問第 12 号

茨城県内水面漁場管理委員会

茨城県内水面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 74 号）を別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 119 条第 8 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 9 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦



茨城県規則第 号

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第32条第1項の表中

「

しらうお	3月1日から3月31日まで	を
にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	

」

「

しらうお	3月1日から3月31日まで	に
------	---------------	---

」

改める。

第33条第1項の表中

「

こい	全長15センチメートル以下	を
にじます	全長15センチメートル以下	

」

「

こい	全長15センチメートル以下	に
----	---------------	---

」

改め、同条第2項中「, にじます」を削る。

第36条の表中

「

日没から日の出までにおける引掛釣及びこれに類する漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	江戸川	を
毛針	3月1日から5月31日まで	那珂川, 久慈川, 鬼怒川, 利根川, 大北川及びこれらの支流	

」

「

日没から日の出までにおける引掛釣及びこれに類する漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	江戸川	に
--------------------------------	----------------	-----	---

」

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

茨城県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正案	現行																																				
<p>(禁止期間)</p> <p>第32条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。</p>	<p>(禁止期間)</p> <p>第32条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>1月1日から5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>5月11日から6月10日まで</td> </tr> <tr> <td>さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>5月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>さけ</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>しらうお</td> <td>3月1日から3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	水産動植物	禁止期間	あゆ	1月1日から5月31日まで	いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月11日から6月10日まで	さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から11月30日まで	さけ	1月1日から12月31日まで	しらうお	3月1日から3月31日まで	(削除)	(削除)	やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水産動植物</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td> <td>1月1日から5月31日まで</td> </tr> <tr> <td>いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>5月11日から6月10日まで</td> </tr> <tr> <td>さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>5月1日から11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>さけ</td> <td>1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td>しらうお</td> <td>3月1日から3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)</td> <td>10月1日から翌年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	水産動植物	禁止期間	あゆ	1月1日から5月31日まで	いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月11日から6月10日まで	さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から11月30日まで	さけ	1月1日から12月31日まで	しらうお	3月1日から3月31日まで	にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで	やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで
水産動植物	禁止期間																																				
あゆ	1月1日から5月31日まで																																				
いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで																																				
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月11日から6月10日まで																																				
さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から11月30日まで																																				
さけ	1月1日から12月31日まで																																				
しらうお	3月1日から3月31日まで																																				
(削除)	(削除)																																				
やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで																																				
水産動植物	禁止期間																																				
あゆ	1月1日から5月31日まで																																				
いわな(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで																																				
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月11日から6月10日まで																																				
さくらます(やまめを除く。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月1日から11月30日まで																																				
さけ	1月1日から12月31日まで																																				
しらうお	3月1日から3月31日まで																																				
にじます(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで																																				
やまめ(降海を經ていないさくらますをいう。次条において同じ。)(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	10月1日から翌年3月31日まで																																				

わかさぎ	1月21日から2月末日まで 5月1日から7月20日まで
肥料藻	4月1日から8月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業の許可に基づいてうなぎの稚魚を採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
いわな	全長 15 センチメートル以下
うなぎ	全長 23 センチメートル以下
こい	全長 15 センチメートル以下
(削除)	(削除)
やまめ又はさくらます	全長 15 センチメートル以下
からすがい	殻長 10 センチメートル以下

2 何人も、いわな、さくらます、さけ、 又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

わかさぎ	1月21日から2月末日まで 5月1日から7月20日まで
肥料藻	4月1日から8月31日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(全長等の制限)

第33条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業の許可に基づいてうなぎの稚魚を採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
いわな	全長 15 センチメートル以下
うなぎ	全長 23 センチメートル以下
こい	全長 15 センチメートル以下
にじます	全長 15 センチメートル以下
やまめ又はさくらます	全長 15 センチメートル以下
からすがい	殻長 10 センチメートル以下

2 何人も、いわな、さくらます、さけ、 又はやまめの産んだ卵を採捕してはならない。

3 前2項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第 36 条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において水産動物を採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業(火光利用すくい網によるものに限る。)の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止区域
徒手採捕、たも網、さで網、手釣及びび竿釣(引掛釣するものを除く。)以外の漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	千波湖
日没から日の出までにおける引掛釣する漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	江戸川
(削除)	(削除)	(削除)
火光利用やす突	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川、大北川及びこれらの支流
さし網	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川(守谷市板戸井地内に架設された滝下橋上流端から

第 36 条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の中欄に掲げる期間中、同表の右欄に掲げる区域において水産動物を採捕してはならない。ただし、うなぎ稚魚漁業(火光利用すくい網によるものに限る。)の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	禁止期間	禁止区域
徒手採捕、たも網、さで網、手釣及びび竿釣(引掛釣するものを除く。)以外の漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	千波湖
日没から日の出までにおける引掛釣する漁具又は漁法	1月1日から12月31日まで	江戸川
毛針	3月1日から5月31日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川、大北川及びこれらの支流
火光利用やす突	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川、大北川及びこれらの支流
さし網	9月15日から11月30日まで	那珂川、久慈川、鬼怒川(守谷市板戸井地内に架設された滝下橋上流端から

上流を除く。), 大北川及びこれらの支流		火光利用すくい網	那珂川, 久慈川, 酒沼川(酒沼を含む。), 利根川, 常陸利根川及びこれらの支流	12月1日から翌年2月末日まで
----------------------	--	----------	---	-----------------

上流を除く。), 大北川及びこれらの支流		火光利用すくい網	那珂川, 久慈川, 酒沼川(酒沼を含む。), 利根川, 常陸利根川及びこれらの支流	12月1日から翌年2月末日まで
----------------------	--	----------	---	-----------------


資料 No. 2-2

茨城県内水面漁業調整規則の改正について

令和5年9月26日
茨城県農林水産部漁政課

1 ニジマスの保護規定撤廃

(1) ニジマスについて

<p>原産地： ・アメリカの太平洋岸、カムチャッカ半島</p> <p>生息環境等： ・平地から高地の河川や湖沼に生息（冷水性）。 ・降海型もいる。</p> <p>位置づけ： ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（H27.3.26）において、産業管理外来種（適切な管理が必要な産業上重要な外来種）に指定。</p>	 <p>「水産分野における産業管理外来種の管理について（平成29年12月水産庁）」より</p>
---	---

本県における保護規定等

規定内容等	規定条項
漁業権対象種への指定	無し
10月1日から翌年3月31日までの期間、内水面におけるニジマスの採捕及び所持の禁止	茨城県内水面漁業調整規則第32条
全長15センチメートル以下のニジマス及びニジマスが産んだ卵の採捕禁止	茨城県内水面漁業調整規則第33条

(2) 経緯

昭和26年

「陸封性ます漁業（漁獲物：やまめ、かわます、いわな、にじます）」が第5種漁業権の対象種として設定される（存続期間：昭和26年9月1日～昭和38年12月31日）。

昭和28年

区画漁業権（魚類養殖業）の漁場計画の対象種に設定されるが、申請者なく免許されず。

昭和39年

「陸封性ます漁業（漁獲物：具体的記載なし）」が第5種漁業権の対象種として設定される（存続期間：昭和39年1月1日～昭和48年12月31日）。以後、平成5年度の漁業権切替（存続期間：平成6年1月1日～平成15年12月31日）まで、「陸封性ます」が漁業権対象種に設定される（平成16年1月1日以降のます類の漁業権は「やまめ」

「いわな」等、具体的な名称となり、「にじます」は含まれていない。

平成 27 年

「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省・農水省策定)において、産業管理外来種へ指定された。

(3) 改正の理由

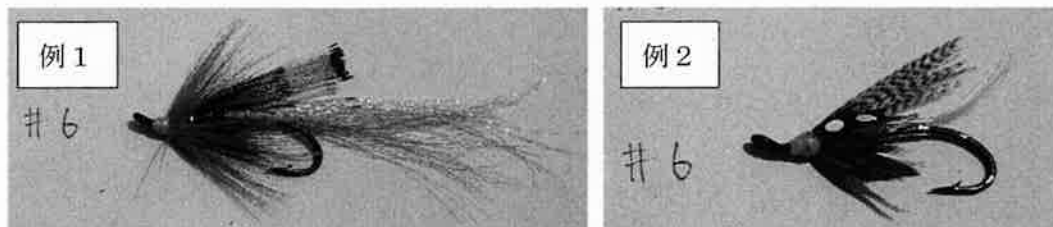
以下の理由から、現行の茨城県内水面漁業調整規則においてニジマスを保護する規定を存置する必要がないため、規則の改正を行う。

- ①現在、同種に係る漁業権は設定しておらず、漁業者や遊漁者による利用や、漁協による自主的な増殖又は保護対策は行われていない。
- ②「産業管理外来種」に指定されており、これ以上の分布拡大をさせないよう、措置する必要がある。

2 毛針の使用制限の撤廃について

(1) 毛針釣について

- ・水生昆虫等を模した毛束等を巻き付け、昆虫を餌とする魚類を釣るための釣針。
- ・ヤマメ(サクラマス)、イワナ等のマス類、稚アユ、オイカワ、ウグイなどが対象。



本県における制限

規定内容等	規定条項
3月1日から5月31日までの期間、那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川、大北川及びこれらの支流における毛針による水産動植物の採捕を禁止	茨城県内水面漁業調整規則第36条

(2) 経緯

昭和 29 年

戦後の食料難の時代、食料の確保も兼ねた子供達が、漁業協同組合が増殖事業により放流したアユ及びサケの種苗を毛針釣りにより多数釣獲していることから、資源への影響や組合員の増殖意欲が阻害されるおそれがあるため、内水面漁場管理委員会指示により那珂川、久慈川、鬼怒川本流で毛針による水産動植物の採捕が禁止された。

昭和 30～39 年

茨城県釣魚連盟からの要望や、漁協からの要望を受け、内容を変更しながら委員会指示

の発出が継続された。

昭和 40 年

茨城県内水面漁業調整規則を改正し、那珂川、久慈川、鬼怒川、利根川及びその支流における3月1日～5月31日の毛針釣の制限を規定した。

昭和 54 年

茨城県内水面漁業調整規則を改正し、大北川における毛針釣の制限を追加した。

(3) 改正の理由

以下の理由から、現行の茨城県内水面漁業調整規則において毛針を用いた水産動植物の採捕を制限する規定を撤廃する。

- ①近年、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）や現行の茨城県内水面漁業調整規則の規定によるサケ及びアユの採捕の制限が遊漁者に十分浸透していること。
- ②食料確保を目的とした毛針による採捕が行われなくなっていること。

なお、毛針による採捕に関する制限を撤廃後は、漁協が漁業権の免許を受けた河川ごとに漁業権行使規則や遊漁規則により、必要に応じて制限することとする。

3 スケジュール

時期	内容
令和5年9月	水産庁事前協議完了
	内水面漁場管理委員会諮問（答申）
令和5年10月	農林水産大臣あて認可申請
	⇒認可
令和5年11月	規則改正・公布に係る県内手続き
	改正規則公布
令和6年1月	改正規則施行

(参考) 河川ごとの対応 (R6.1.1より適用の遊漁規則)

河川	漁協	規制
大北川	大北川漁協	なし
久慈川	久慈川漁協	なし
那珂川	那珂川漁協、 那珂川第一漁協	遊漁規則により制限 (期間・区域)
鬼怒川及び小貝川	鬼怒小貝漁協、関東漁協、 鬼怒利根漁協、小貝川漁協	遊漁規則により制限 (期間・区域)
利根川	常陸川漁協 新利根漁協	なし なし

令和6年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案 に対する意見について

令和5年9月26日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 提案書取りまとめスケジュール

R5. 8	第1回漁場管理対策検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、中央提案素案を作成。
R5. 9～10	各都道府県の委員会	中央提案素案に対する意見の審議。
R5. 11	各ブロック協議会 (東日本・中日本・西日本)	各都道府県委員会からの意見を、各ブロックで再検討のうえ、ブロックとしての集約意見を決定。 (東日本ブロック協議会は、11/1・2に開催予定。)
R6. 3	第2回漁場管理対策検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書(案)を作成・審議し、通常総会へ議案として提出。
R6. 5	令和6年度通常総会	議案として上程された提案書(案)を審議し、議決。
R6. 6～7	令和6年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施。

2 提案書素案(詳細は2ページ以降)

- I 外来魚対策について(3項目)
- II 鳥類による食害対策について(3項目)
- III 魚病対策について(3項目)
- IV 河川湖沼環境について(8項目)
- V 放射性物質による汚染対策について(3項目)
- VI ウナギの資源回復について(4項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度について(2項目)

令和6年度提案項目案

提案書(前書き)

R5年度提案書	R6年度提案素案
<p>内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。</p> <p>当連合会においては、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和5年5月26日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。</p> <p>つきましては、これら諸問題の解決に向けて、格別の御検討とその対応についてよろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、提案項目の記載順につきましては、要望の優先順位を示すものではありません。</p>	<p>年度の時点修正 令和6年5月●日開催</p>

I 外来魚対策について

R5年度提案書	R6年度提案素案
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きざまままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようになりました。また、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ぜることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガ一科全種及びガ一科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和4年度においても未だ、共同漁業権940件中446件で外来生物による被害が発生しております。</p> <p>このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>文章を一部整理するとともに、年度の修正及びびアンケート結果に基づき、共同漁業件数、被害件数を修正 (修正案)</p> <p>平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、特定外来生物を生きざままま持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の同法改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者に対しても主務大臣による措置命令等ができるよう適用拡大するとともに、放流した特定外来生物の回収まで措置命令として命ぜることができるようにになりました。</p> <p>また、特定外来生物は、平成28年10月1日にオオタナゴやコウライギギ等の1科10種1交雑種が、平成30年4月1日にガ一科全種及びガ一科に属する種間交雑種が指定され、規制対象種が拡大されました。</p> <p>一方、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、法整備が進む中、令和5年度においても共同漁業権●件中●件で外来生物による被害が発生しております。</p> <p>このようなかで、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R5年度提案

1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するよう努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及指導を図ること。

回答、状況等

【農水省】
水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」というものを作成して配布・周知しているところですが、現在、全国的な外来魚の生息状況の把握というものを行っていき、移入初期のにおける効果的な駆除技術の開発や駆除が進んだ段階での低密度管理を進めるための検討等を行っているところです。
また、加えて、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところですが、このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後とも内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたいと考えております。

【国交省】

外来魚の生息状況については河川水辺の国勢調査において、河川の行政でも把握に努めているところがございます。また河川管理者といたしましては、地元各市町村や都道府県の環境部局等と連携して特定外来生物等の防除対策に努めているところですが、今後とも関係者と連携して、対策に努めてまいりたいと考えています。

【環境省】

オオクチバス等の広域で被害が発生している種については、環境省においては生物多様性保全上重要な内水面において防除モデル事業を実施してきております。こうした取り組みを通じて得られた知見については、多様な主体による効果的な防除が実施されるようにオオクチバス等の防除の手引きという方針を平成26年に改定しているところで、こういった取組を通じて引き続き普及に努めてまいりたいと思っております。
それから外来種による被害状況について、環境省においては、主に生態系にかかる被害の把握に努めているところでありまして、漁業にかかる被害については所管省庁である水産庁において、把握されていると理解しております。なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き水産庁と連携して外来魚に頼らない漁業の実現に向けて意見交換を続けていきます。

R6年度提案素案

番号3と統合し、次のとおり修正

(修正案)

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を関係者と協力して各水域の特性に応じた防除対策として戦略的に普及・指導できるよう柔軟に活用できる予算の確保拡充を図ること。

2

密放流行為を防止するなどの法の实效性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。

【農水省】

特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じておりまして、都道府県及び関係団体にも現在、周知をしっかりとっております。

河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流というのは、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットを令和2年4月にリニューアルしまして、一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。

引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう特定外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。

【環境省】

これまで外来生物法の違反行為にかかる情報が得られた場合等には、環境省においては警察と連携するなど適切に対応してきておりまして、今後、同様に対応を行ってまいります。違法放流防止対策については、環境省が防除を実施している湖沼において、監視カメラや注意看板の設置、こういった取り組みを行っております。違法放流防止にかかると啓発を行っているところと、違法放流防止のためには、こうした取組に加えて地方公共団体や民間団体と連携した普及啓発というのも重要だと考えておりまして、今後これに努めてまいります。環境省においては情報が得られれば、すぐに対応させていただきますので、もし漁業関係者の皆様においてそういった情報お持ちであれば、環境省の地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をいただければと思っております。

R5年度と同文

R5年度提案		回答、状況等	R6年度提案素案
3	<p>外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>	<p>【農水省】(3と4について一体的に回答) 水産庁では、先程の1でもお答えしましたが、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。また、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、本年度より執行の改善を行ったところです。このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を行ってまいります。また加えて、当事業におきましては、入初期における効果的な駆除技術の開発を行っているところとして、引き続き関係機関と連携して駆除技術の開発に努めてまいります。</p> <p>【環境省】(3への回答) 内水面漁業を維持する予算の拡充ということなんですけれども、漁業被害を防ぐためまた健全な漁業を維持するための予算については業の所管省庁である水産庁において、措置されているものと理解しております。環境省においては生態系にかかる被害を防ぐための対策について、予算確保に努めてまいりたいと考えております。</p>	番号1に統合し、削除
4	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>【環境省】(4への回答) 環境省においては特定外来生物について生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として、地方公共団体が実施する防除事業へ支援を行っているという取組を行っており、具体的には、地方公共団体が実施する先ほど申しました防除事業、早期に防除するための計画、総合戦略の策定、外来種のリストの策定といった取組について交付金によって支援を行っているところです。環境省としては引き続きこの予算の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。</p>	番号5に統合し、削除

R5年度提案		回答、状況等	R6年度提案素案 番号4と統合。(新番号3) (修正案)
5	<p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託しまして、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っておりまして、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、季節に応じて、内水面関係機関などが効果的な駆除を行うことができるよう、3冊のマニュアルにだれにもできる外来魚駆除1～3」を作成しまして配布・周知しているところです。 漁業権が設定されていないダムなど、適切な外来種駆除を実施されるよう引き続き、関係者へ周知を進めてまいりたい思っております。</p> <p>【国交省】 国土交通省では管理者として河川管理上必要と認められる場合においては、地元市町村や都道府県の環境部局等と連携をし、外来生物等の防除に努めているところです。また、河川における外来魚対策の事例集といったものを作成しまして、駆除対策の考え方や事例をとりまとめ公表をしているところです。</p>	<p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。 また、新たな水域で内水面漁業の振興を脅かす外来生物が発見された際は早期の駆除等の対応を行うこと。</p>

II 鳥類による食害対策について（番号をⅢからⅡに修正（主に食害対策に関する事項なのでⅠ外来魚の次とする）

R5年度提案書	R6年度提案書
<p>平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が平成26年6月に狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和4年度の調査では共同漁業権940件中575件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。</p> <p>このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をしていただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれます。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>提案内容と重複する部分を整理するとともに、アンケート結果に基づき、被害件数を修正（修正案）</p> <p>平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。</p> <p>また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和5年度の調査では共同漁業権●件中●件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。</p> <p>このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】 カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会、全国に4ブロックを設置しています。被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として各ブロックに参加しているところです。 また、本年度はカワウ被害対策強化の考え方で平成26年に環境省と農水省で被害を与えるカワウの半減目標というものをしております。これが半減目標にあたることから、目標に向けて取り組みを強化していくとともに来年度以降のカワウ対策について環境省、関係都道府県と連携して、検討してまいります。</p> <p>【環境省】 カワウについてはご承知のとおり環境省と水産庁と被害を与えるカワウの個体数を半減させるという目標を定めて対策の強化を進めてきています。ただ残念ながら、平成29年度以降、カワウの個体数は一度は減ったんですけど、そこからリバウンドして増加してきている状況で、環境省も水産庁から対策の強化の必要性を認識しているところでございます。 特に最近問題になっているのが、全国的に見ると、会長の地元の滋賀県のあたりで、カワウにとって環境のいい場所になりますので、そういった場所でかなり個体数の増加がみられるというところと、カワウのコロナーやねぐらが対策、順路の対策が難しい場所にとんどん移ってきてしまっって、より対策が困難になってきているという課題があるのかなと認識しています。今年度、滋賀県の安曇川の住宅地のそばで、銃猟が試験的に実施されています。</p> <p>先日、環境省と水産庁で現場も拝見させていただいて、そういう場所での対策について、こちらも勉強させていただいたところなんです。ぜひ、そういった滋賀県のような取組を国としても支援できるように、住宅に近い場所での銃猟の在り方みたいなものを環境省としても年度内に通知で、こういう場所、こういうやり方であれば銃猟もできるという考え方を全国に示せるように準備を進めているところでございます。また、滋賀県のような大規模なコロナーで、そういった銃猟を実施されるときかなり経済的な負担も大きいと伺っていますので、国として、支援できるような方法も水産庁と連携して検討していきたいと考えています。</p> <p>また、ご提案いただいた通り広域協議会が全国で設置されていますので、そういったところで、各地の状況に応じた対策をしっかり検討いただけたらいいかな、そういった仕組みも各事務所の方とも連携して進めていきたいと考えております。</p>	<p>カワウ対策の現状を踏まえ、下記のとおり修正。 (修正案) カワウによる食害を軽減するため、「カワウ被害対策強化の考え方(平成26年4月農林水産省・環境省公表)」に基づき被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標を設定しているが、平成29年度以降リバウンドして増加傾向にある。 このため、これまでの取組等を評価検証して、令和6年度以降、より実効性のある中期目標を設定するとともに、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制のもと、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する具体的な指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>

<p>2</p> <p>サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を適用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>カワウ以外のサギ類等の対策ですけれど、水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。これはカワウの対策なんですけれども、内容としては、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巢にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、その他、現在河川へのテグス張りによる漁業被害防止策の効果検証を行っているところであり、このような技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えています。</p> <p>【環境省】</p> <p>サギとカモと、こちらの方もかなり被害が増えているところがございます。こちらについてもまだ具体的にどうするということに関しては申し上げられないんですが、水産庁と連携して、実態の把握と対策の検討を進めていきたいと考えております。</p>	<p>「カモ類」について被害状況が不明のため、「サギ類等」とする。</p> <p>(修正案)</p> <p>サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を適用化し、導入促進を図ること。</p>
<p>3</p> <p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>	<p>「サギ類等」も提案の対象とするため、「カワウ」⇒「カワウ等」とする。</p> <p>(修正案)</p> <p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>

Ⅲ 魚病対策について（番号をⅡからⅢに修正）

R5年度提案書	R6年度提案書
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このよな中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾患や特定疾病等の見直しが行われ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水産防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであり、</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタリリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。</p> <p>同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権種とされており、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>文章を一部整理(内容の変更は無し)</p> <p>(修正案)</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾患の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このよな中、平成28年1月に水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾患及び対象動物等が見直しされ、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定され、新たな疾病の水産防疫や国内防疫体制の強化が期待されます。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタリリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。</p> <p>同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場において漁業権種になっておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス(KHV)病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>1</p> <p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタリリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>アユの疾病なんですが、全般の話としては平成23年12月に策定しましたアユ疾病に関する防疫指針がございます。こちらに基づいて、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止、また養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきています。</p> <p>この中で、記載されている冷水病とエドワジエラ・イクタリリ感染症、それぞれ全国における発生状況の調査を行っているところですが、冷水病については、令和4年に天然水域で21都道府県、養殖場では13都道府県において発生しているという状況です。こちら冷水病がこの対策協議会等行っておりまして平成13年とか15年頃のピークと比べては低減して、近年は下げ止まりつつある状況であると我々は認識しているところですが、次にエドワジエラ・イクタリリ感染症については、平成19年に我が国で初めて出たところからして、こちらについても発生状況の調査をしているところがございます。こちらは、天然河川において令和4年が4県、アユ放流種苗で3県、養殖アユでは2県で保菌が確認されているところとして、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えているところですが、エドワジエラ・イクタリリ感染症については、平成31年3月に知見をまとめた技術書を作成しております。こちらを作成した水産資源保護協会という団体のホームページにも公表させていただいております。</p> <p>次に疾病対策という観点では、平成29年9月に他の疾病で承認されていたフロロフェニコールという薬があったのですけれども、こちらの効能拡大が承認されまして、アユの冷水病とエドワジエラ・イクタリリ感染症の治療薬として使用可能となつたところがございます。最後にこちらからも伺いたいたところではあるのですが、提案事項にある「冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布の把握」ということではあるのですが、提案事項については、いつ、例えば、何月に河川の上流とか、中流とか下流のどこにこれらの菌がいるのかとか、そういった内容というところでよろしいですか。(事務局から「はい」と返答。)こちらについては、当方でも魚病担当者の会議があつて、そちらの方にも参加して、一部、大学の先生が放流前後の病魚の発生状況等々を確認されています。我々も会議に参加して環境DNAの技術はちよつとまだ先だということもあるのですが、こういった技術の実施方法や合理性について関係の方々と議論を深めていきたいと考えているところがございます。</p>	<p>回答を受け、一部修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタリリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水流域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するための基本的手法(環境DNA解析など)を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>

2	<p>KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となつて基準を示すこと。</p>	<p>【農水省】 コイヘルペスの発生状況について、御案内させていただくと、コイヘルペスの発生件数は、平成15年に我が国で初めて発生が確認されて、それこそ年間何百件という発生があったところでございますけれども、ここ数年は、例えば令和3年については2件、これが平成15年の発生以来、過去最小でした。令和4年については、ちょっと増えたとすけれども13件という状況で、全体として減少傾向であるということでございます。</p> <p>皆様の方で、内水面漁場管理委員会に基づく移動制限等、また発生した場合の対応によってこのような状況にかなり発生件数が落ちてきたものと考えているところでは、持ち出しに関して、既発生水域の中でも移動については、当省の方でも把握させていただいて、60施設に令和4年には701トンの食用コイが移動したと承知しているところで、先ほども少し、放流についての御意見ありましたが、この放流に関しては、やはり要望があるということもありまして、平成30年度から水産研究・教育機構でコイの関係者による意見交換会、「コイ放流試験技術連絡協議会」を設置いたしましたして、放流再開に向けたデータ収集を行っているところでは、具体的には、関係県でKHV未感染コイを用いた既に発生している河川での暴露試験ということで、その未感染コイがどうなるのか、そういったものを見ているところでございます。</p>	<p>KHV発生から既に20年であることを受け、速やかな対策を促すため次のとおり修正。 (修正案) KHV病発生から20年が経過している。感染水域の拡大によって深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となつて速やかに基準を示すこと。</p>
---	---	--	--

3	<p>水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際の対策に万全を期すこと。</p>	<p>【農水省】 まず全般の制度といたしまして、輸入にあたっては輸出相手国と二国間で衛生条件を締結しておりまして、こちらで疾病の恐れがない水生動物の輸入を認めているところがございます。 また、提案項目にもございませぬけれども、実際に入ってきたものについては、平成28年7月に策定した局長通知の中で着地検査というものを実施いただいたところがございます。こちらの方で各仕向け先の養殖場において、健康状態や移動について監視の方をいただいているところでございます。こちらについては、都道府県の方々からの御意見を踏まえながら改善を行っているところでして、昨年度の5月に当室の室長から事務連絡を出させていただいて、都道府県間での県をまたぐときに、情報伝達に不具合があったというお話もあつたので、それに関しての両県での引継ぎの様式例とか、フローチャートを示して御活用いただいているところがございます。また加えて、実際に着地検査等を行っているんですが、広げる恐れがないと認められないとき、危ないような場合には、水産資源保護法で第14条に基づく管理命令を発出いたしましたして、指定された施設によって厳格に管理させるという処置を行っている、水際対策を行っているところでございます。 1番と同様にこちらから1点伺いたいところが、今回の提案項目の中で閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けと記載されていて、こちらは現在、先ほど申し上げたように、通知で運用させていただいているところでございます。こちらさらに上乗せの処置としようような御提案をいただいているんですけども、こちらについて、今の通知ではお願ひベースで不足している、法律に基づきような位置づけをとっていること、他の魚病関係者会議でも着地検査について、これまで御提案いただいていることとは、他の魚病関係者会議でも御意見をいただくところなので、こちらとしても先ほど申し上げたような昨年も半続きがより円滑に進むような様式やフローチャートを示させていただいているところがございます。</p>
---	---	--

現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。

【農水省】

まず一つ目として予算措置について、御説明させていただきます。こちらの水産用医薬品の開発・実用化の促進については、まず一つ目として基礎的な試験に関する研究段階への支援ということで水産安全室で持っている水産防疫対策委託事業で試験に関する費用の助成を行っているところがございます。いざメーカーが開発する段階になった場合には、当室で持っている希少疾病等動物用医薬品実用化促進事業と水産庁で持たれている養殖業成長産業化提案公募型実証事業、この二つの事業で試験にかかる費用を支援しているところがございます。

これらが予算措置の方で、また制度の見直しという観点では、医薬品の承認制度の運用改善ということで、今年の3月に医薬品の再審査と呼ばれる手続きを合理化させていただきました。また、まさに今パブリックコメントを募集しているところなんです、ワクチンに関して、これまで不活化ワクチンという種類だけが承認対象になっていたところですけども、今まさにパブリックコメントを実施中なんです、サブユニットワクチンとDNAワクチン、合計で承認対象のワクチンを1から3種類に増やすべく、今手続き進めているところでございます。また最後には個々の魚種に対しての薬品開発というのが根底の問題にあるので、こちらについても、まずはワクチンを布石として、魚種をまとめた承認が可能になるかというところで研究機関等との検討をしているところでございます。

以上が我々が行っているところなんですけれども、是非皆様にお願したいところとしては、先ほどのアユのフロルフェニコールの開発・承認なんかもそうだったんですが、結構各都道府県の方で試験研究等行われていてですね、我々も予算措置等行っているんですが、全ての病気を同時にというのにはなかなかできないので、例えば、当県では疾病についてこんなデータを持っているのと御提案いただくと去年からやっているんですけども、製薬メーカーにその情報を提供させていただいて、マッチングのよいことをさせていただいているところでございます。すでに何件か、ある県のある魚病についてはこんなデータを持ってらんでって製薬メーカーに投げかけたところ、ぜひそのデータを活用させていただいて、一緒にやっというふうなマッチングも何件かありますので、医薬品開発についてもし御意見や御希望、データをお持ちということであれば、ぜひお声掛けいただければと思います。

回答を得て、継続した対策となるよう、下記のとおり修正。(新番号3)

(修正案)

現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。

このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、今後引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。

IV 河川湖沼環境について

R5年度提案書	R6年度提案素案
<p>平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境(水質、景観、生態系等)の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直し、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。</p> <p>また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。</p> <p>このようなか、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>R5年度と同文</p>

R5年度提案	R6年度提案素案
<p>1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとするとする林業関係者への指導・啓発を行うこと。また、森林伐採にかかるとしての管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。</p> <p>さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流失した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを進めていくこと。</p>	<p>【農水省】 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。</p> <p>平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。</p> <p>また、森林計画制度の下で、市町村が策定する市町村森林整備計画における、産地災害防止機能、土壌保全機能や水源涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届出制度に基づく指導、森林経営計画の認定等により適正な造林、保育・伐採等の森林施業を確保しているところです。とりわけ、伐採造林届出制度においては、令和4年度より適正な伐採と更新の確保のため、伐採後の報告の追加や市町村による搬出方法の確認、指導の強化等に取り組んでいるところです。</p> <p>漁場の方に土砂が流入したりとか、流木が流入したりした場合ですね、漁業者の方が対応されるという場合は、まずは、河川管理者に相談していただきたいんですが、水産庁の事業である水産多面的発揮対策事業も活用できますので、一緒に検討いただけたらと思います。</p> <p>【国交省】 河川周辺の斜面崩落等の影響に関してですけれども河川管理者として総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進めて河川環境の保全に努めてまいります。また、河川管理上、必要と認められる場合においては、土砂および竹木等の除去に努めていくところでございます。さらに大型台風ですとか集中豪雨など頻発化、激甚化する水災害を踏まえまして、治水計画をこれまでの過去の好実績に基づくものから気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに直直しを進めておりまして、堤防の整備等、治水対策の強化も図ってまいります。</p>
<p>R5年度提案</p>	<p>R6年度提案素案</p>
<p>1</p>	<p>1</p>

R5年度提案	R6年度提案	R6年度提案素案
<p>2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】 まず前段部分、排水基準の設定等による水質の保全について、この部分は、環境省に御確認いただければと思います。 後段部分の徐放性肥料について、徐放性肥料であるプラスチック被膜肥料は、使用後の被膜殻が圃場から流出するなど環境汚染の要因となる事が指摘されています。このため農林水産省では被膜殻の効率的な流出防止対策を検討するため、令和2年度及び令和3年度流出実態調査に取り組んでいるところです。また、全農等の農業関係団体では2030年までにプラスチック被膜肥料に頼らない農業にすることを目標とした取組方針を公表しており農林水産省としては、この実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など現場の取組を後押ししています。 続きまして、農業取締法に基づいて登録をした農業による魚類などの水生生物への影響については、環境省において河川等の水生生物に被害が生じないように登録基準を設定して、その上で管理しているものと考えております。なお、農業取締法において最新の科学的知見に基づいて全ての登録農業の安全性を定期的に再評価する制度を導入しまして、現在順次再評価手続きを進めているところです。この再評価の中で魚類などの水生生物など影響についてもあらためて環境省において評価を行うこととなっております。その再評価の結果に基づき農業の安全性の一層の向上を図ってまいりたいと考えています。</p>	<p>徐放性肥料や除草剤に対する回答を得て、修正(新番号3)。 (修正案) 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。とくに水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等については毎年3月から6月にかけて濁水とともに流出している。国は水生生物への影響を的確に調査し、その防止する対策を講ずること。</p>
<p>【環境省】 環境基準についてということですが、水生生物保全にかかる環境基準とか排水基準設定につきましては、今後科学的知見などの集積に努めまして、検討してまいりたいと思っております。 なお、基準に関係しまして、湖沼とか水質にかかる汚濁の状況につきましては、有機性汚濁の指標であるCOD(化学的酸素要求量)の環境基準の達成率が湖沼では令和3年度の調査で約5割、53.6%に過ぎず、河川で約9割、あと海域の約8割に比べて湖沼という状況が極めて低い状況にあります。そのため湖沼についてはご承知のとおり、山に囲まれた閉鎖性水域でありますので、窒素とかリンとかの栄養塩により富栄養化しやすいという状況がございまして、アオコなどの発生とか、水道水として使われていけば異臭味問題とかまは、水産被害など、水利用上重大な障害が生じるなど、こちらとしても承知しているところでございます。このために平成28年3月には、低層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全再生することを目的にしました低層溶存酸素量が湖沼および海域で適用される新たな環境基準項目として設定されました。こういうのも踏まえ、引き続き、関係機関と連携図り水生生物の生息、環境の評価や維持・回復を目指す施策など、水域や地域の特性に応じて展開できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。</p>	<p>回答、状況等</p>	<p>R6年度提案素案</p>

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>3 漁場管理上支障を来たしている河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】 河川内の樹木につきまは、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めておられ、引き続き水産資源を含め、河川の環境にも配慮してまいります。また、河川管理および河川利用に必要なものについては関係機関等と連携の上、河川管理用通路やスロープといったものの整備をして水辺にアクセスしやすい環境の整備を進めてまいります。</p>	<p>前段部分を1に、後段部分を6に統合し、削除。</p>
<p>4 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等に当たっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や稚魚の隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。 また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。 さらに、個々の工事の専門計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。</p>	<p>【農水省】 土地改良事業により、河川工作物である頭首工の新設や更新を行う場合には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 例えば、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により機能が低下しているもの、障害がおきている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備の支援を行っています。 災害復旧事業においても、被災施設を環境に配慮した工法により復旧することが可能であり、頭首工を原形復旧することで従来の魚道の遡上が不可能となる場合には魚道の新設も可能です。今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】 水生生物の生息に適した川づくり、また災害復旧等の実施にあたっての配慮ということですが、川が本来有しています水生生物の生息、生育、繁殖環境を保全、創出するたごめ、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進しているところがございます。また、災害復旧事業においても、この多自然川づくりの考えが反映されるよう「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っているところがございます。引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も聞きながら、多自然川づくりを通じて、生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいりますと考えてございます。</p>	<p>番号1後段の「強い川づくり」部分を統合し、文章を整理。 (新番号2) (修正案) 大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。 河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等に当たっては、漁業への影響が最小限になるように配慮する。また、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や稚魚の隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを進め、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p>

R5年度提案	R6年度提案素案
<p>5 オオカナダモ、ミズワタクサビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみならず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、調査研究機関との連携を強化し、これらのごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【国交省】 オオカナダモ等の異常繁殖への対応でございますが、河川管理者としては、地元市町村や都道府県の関係部局等と連携をして、外来生物等の除去対策に努めてまいります。</p> <p>【環境省】 外来植物は本当に繁茂してしまっって、いろんな影響が出ていますと承知しております。環境省としては水生生態系に影響を及ぼす特定外来生物の駆除ですとか、増加等の原因究明の取組実施しておりますので、ご指摘いただいた3種ではないんですけども、オオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、これについて琵琶湖における生態系被害防止の観点から地元自治体ですとか協議会と連携しまして、平成26年から防除事業を実施してきたところですよ。防除方法の開発事例としましては、環境研究総合推進費という研究予算がございますので、これによりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法にかかるとも、農水省の方がナガエツルノゲイトウ駆除マニュアルを令和5年に更新されていて、この更新にあたっては、当省からも技術的な観点で情報提供等して、協力をしているところがございます。</p>
R5年度と同一(新番号4)	R5年度と同一(新番号4)

<p>R5年度提案</p>	<p>6 内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響、内水面漁業の魅力について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性、外来魚問題及び内水面漁業の魅力等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を総田するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>
<p>回答、状況等</p>	<p>【農水省】 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川・清瀬など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。</p> <p>また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。</p> <p>また、内水面では同一水域において、漁業や資源の増殖の取組、遊漁やレジャーなど、様々な活動が行われていることから関係者間における水面利用のルール形成のための協議会を設置するということが可能であることが内水面漁業振興法で定められています。河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに水産庁としても課題解決に向けて協力していきたいと考えております。</p> <p>【国交省】 河川に関する体験学習や学校教育、また河川の利用マナーの徹底についてでございますけれども、国土交通省の各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施しており、これらを通じて環境教育を推進しております。引き続き子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるように、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。また、河川の利用マナーの徹底については立て札による啓発ですとか、あるいは河川巡視などによる対策を行っているところでございます。</p> <p>【環境省】 外来種問題の普及啓発に関する学校教育との連携ですけれども、実は実施しておりまして、まず学校教育の重要性については平成27年に作成しました外来種被害防止行動計画にしっかりと記載しておりまして、取り組んでいるところでございます。令和4年5月に外来生物法を改正しまして、それを受けてアカミミガメ等を特定外来生物に指定しており、これによって、かなり国民の皆さんの皆さんのアカミミガメに限らない水生の外来植物、水回りの問題について関心が高まっているというふうな認識しております。これを好機ととらえまして、我が国の本来の自然環境の価値ですとか、外来生物がもたらす問題、外来生物の適切な取り扱いに関する情報についても発信していきたいと考えております。具体的にはチラシの配布ですとか、イベントの参加をはじめとする関係機関との連携、それから環境省のWEBサイトですとか、SNS多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携して、様々な場所で普及啓発を行っていきたいと考えております。</p>
<p>R6年度提案</p>	<p>番号3後段を統合し、文章を整理。(新番号5) (修正案) 多面的な機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない生物(特定外来生物及び国内外来種等)が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>

【文科省】

文科科学省といりましたが、持続可能な社会を構築するために、広く国民全体で環境の保全の取り組みが重要だと考えています。このため文部科学省においては、環境省や、ほかの省庁と共管してご紹介します。環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律、いわゆる環境教育等促進法といわれる法律と、こちらの法律に基づく基本方針がござりますが、こういった法律や方針の趣旨に基づき、環境省をはじめとしまして関係省庁と連携を図りながら、学校教育のみならず社会教育における環境教育の推進のために必要な施策に取り組んでいくとご紹介します。

また、今紹介させていただきました環境教育等促進法に基づく基本方針につきましては、前回の改定が平成30年であったところでございまして、今年度が前回の改定から5年が経過しているところであり、社会での環境問題を取り巻く状況も変化していることを踏まえまして、今年度中に環境教育等促進法に基づく基本方針を環境省、経産省、農水省、国交省と共管してご紹介しますけれども、それらを改定していくことを予定しているところでございます。

また、環境問題に関する周知啓発活動に関しましては、文科省のメールマガジンにおける情報提供や、都道府県担当への情報提供のみならず、教育委員会等に対する様々な文科省の行政説明の中で資料配布をさせていただいた機会も年間通ずと結構ございまして、そういった機会に環境問題に関するいろいろな資料や情報提供をさせていただいているところでございます。引き続き文部科学省としても関係省庁と連携しながら、環境教育について進めていきたいと考えてございます。

学校教育では小学校、中学校、高校の学習指導要領において、環境保全について例えば、中学校理科では身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに自然環境を保全することの重要性を認識することなどと規定しています。外来生物についても例えば、中学校理科では気候変動や外来生物に接触れることと規定しています。また、総則においては児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみよう各教科等の性質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的、継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しております。引き続き、環境教育の推進に取り組んでいきたいと思っております。

R5年度提案	R6年度提案素案
<p>R5年度提案</p> <p>濁水現象が発生するダム(農業利水用のダムを含む)については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>回答、状況等</p> <p>続きまして、体験活動についてお答えさせていただきます。 生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動の推進は重要なものだと考えております。そうした中で体験活動の具体的な内容につきましては、それぞれ各学校においてその実情に応じて計画実施されているところですが、学校教育においても小中高等学校における2泊3日以上宿泊体験ですとか、学校教育における農山漁村体験の取組に対する支援などを行っております。今後とも関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら学校における自然体験活動を推進してまいりたいと考えております。</p> <p>おそれなく、文科省の所掌とはずれてしますところになるかとは思いますが、当然環境教育を行っていく中で、内水面や漁業権に直接関連するところじゃないかという方もいらっしゃるかもしれませんが、環境とひとえに言っても自然環境だけではなくて、そこに住んでいらっしゃる方も、そういったところも含めお互いを思いやるというところが基本にはなっていくべきだと思います。そういったことも含め環境に関する国民全体の意識についてだけよくしていくべきか、そういったことも環境教育の基本方針の改定の中では少し議論されていくことだろうかとはい思いますので、直接回答になっているかは定かではありませんが、そういったところも含めてしっかりと対応を考えていきたいなと思っております。</p>
<p>R5年度と同一(新番号6)</p>	<p>【農水省】 農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、必要に応じて対策設備を設置するとともに、定期的な濁水調査の実施に加えて、それぞれ必要に応じた選択取水、いわゆる取水する水深を変えざる運用等を行っているところと見受けられます。</p> <p>引き続き、地元関係者と協議しながら設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど適切に対応してまいります。また、貧酸素水放流やダムへのヘドロ堆積による影響については、現時点で具体的な事例を承知していませんが、具体的な事例があればお聞かせ願いたいと思っております。</p> <p>【国交省】 濁水現象が発生するダムにおける対応ということでございますが、ダム下流の河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行っているところと見受けられます。引き続き地元関係者と協議をしまして、設備の運用の改善や、追加的な設備の必要性の検討など、適切に対応してまいります。また、河川の生物に関しましてはダム下流も含めて水辺の国勢調査等において、モニタリングに努めてまいります。</p>

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>8 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>【農水省】 アユの資源については、気候や河川環境の変化による影響が大きいことに加え、放流による増殖が広く行われていることから他の魚種のような資源評価に基づく漁獲制限のような管理、これはなかなか難しいと考えられています。このため、浜活交付金による都道府県が行う遡上調査の支援だったり、水産庁の事業「資源回復のための種苗育成放流手法検討事業」において実施しております遡上量予測技術等によって資源量の増減メカニズムの解明等に資する知見の集積を図りつつ、内水面漁協による資源の増殖や漁場管理に直結する漁場環境改善、放流技術の開発を行っているところですが、引き続き、科学的知見の蓄積と漁場管理に役立つ実務的な技術の開発に取り組んでいく考えです。御理解いただきたいと考えています。</p>	<p>R5年度と同文(新番号7)</p>
<p>9 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では「資源回復のための種苗育成放流事業」において、豪雨災害等によって変化した内水面漁場等への環境改善技術の適用に関する検討を行っているところですが、今後とも関係者と連携しつつ気候変動への影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えています。</p>	<p>R5年度と同文(新番号8)</p>

V 放射性物質による汚染対策について

R5年度提案書	R6年度提案書
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など分野に悪影響を及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	<p>直近の状況を踏まえ、修正。</p> <p>(修正案)</p> <p>平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>さらに原発で蓄積したALPS処理水が令和5年8月に海洋放出が開始され、完了まで少なくとも30年ほどかかると見込まれています。</p> <p>このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>

R5年度提案	回答、状況等	R6年度提案素案
<p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広く行うことほもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み、海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供を行っております。これはPDFの形式とエクセルの形式でも載せておりますので、ダウンロードしていただけて分析に活用いただけるような形にしております。今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p> <p>【環境省】(1と2合わせて) まず、放射性物質のモニタリングですが、放射性物質による環境の汚染を把握し、一体的に分かりやすい情報提供を行うために政府の総合モニタリング計画というものがございまして、そちらに沿って関係省庁が連携してモニタリングを実施しているところとなります。この中で淡水魚および、河川、湖沼、海域など、環境中のモニタリングについては、関係省庁が連携して実施しているところではありまして、その中で環境省は河川や湖沼、海域などについて、平成23年9月よりモニタリングを実施して、それから継続的に公表してきているところとなります。令和5年度についても河川、湖沼、海域などでのモニタリングを継続して実施していきたいと考えております。</p> <p>生態系への長期モニタリングについては、国際放射線防護委員会という国際機関が定める国際的な考え方に従って、淡水魚類についてはメダカについて放射線の影響調査を実施しております。令和4年に実施した最新の調査の結果、放射線のメダカへの影響を懸念する必要性は低いと考えられます。この数値も安全率をかなりかけているところの数値です。ただ、影響は長期的に把握する必要があると思いますので、今後も継続して調査を進めていきたいと考えております。</p>	<p>番号2を統合し、修正。 (修正案) 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広く行うことほもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み、海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握することにより、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>
<p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>		<p>番号1に統合のため削除</p>

<p>3 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>	<p>【環境省】 河川、湖沼については一般的に水の遮蔽効果がございますので、周辺への生活空間線量への寄与が極めて小さいということがわかっております。ご存じのとおり、放射性物質汚染対処特措法に基づく除染の対象としていないところがございます。環境省としましては、引き続き放射性物質のモニタリングを実施していきまして、状況を注視していきたいと考えております。</p>	<p>R5年度と同文(新番号2)</p>
<p>4 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。 また、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対策を早急に検討すること。</p>	<p>【農水省】 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。 さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った調査によりまして淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、まず魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと、それから、魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること、それから、河川では放射性物質が滞留しにくいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い溪流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなりました。 また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。また、研究結果については、研究に協力いただいた漁業団体には報告をしているところですが、その他に要望がありましたら必要に応じて他の団体の報告も検討してまいりますのでよろしく願います。</p>	<p>回答を受け、一部修正。(新番号3) (修正案) 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、継続して知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>

VI ウナギの資源回復について

R6年度提案素案		R5年度と同文
R5年度提案素案	<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されており、ニホンウナギの生息は、その多くが未だ明らかとなっており、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このようなか、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているもの未だ大量生産技術の実用化には至っており、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	R5年度と同文
R6年度提案素案	<p>【農水省】 ウナギの資源回復につきましては、関係都道府県および関係団体と連携して資源管理の取組を機能させて一層推進していくために、平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を含めるとする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>これを契機として、国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組みとともに、国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>なお、貴連合会におかれども、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在27都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいますが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層の御協力・後押しをお願いいたします。</p>	R6年度提案素案
R5年度提案素案	<p>1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p>	<p>回答、状況等</p>

シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。

また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていたが、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。

【農水省】

ウナギについては毎年、「ウナギの資源管理の推進について」ということで、技術的助言を出しているところですが、従来は令和5年の12月に知事許可漁業に変わりますけれども、今まではシラスウナギを採捕する特別採捕許可で採捕していたと思いますが、特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであり、また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところがあります。

加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところがあります。

なお、現在、シラスウナギ漁業から販売に至るまで流通のトレーサビリティ導入を確実に実施するため、導入の課題や現地事業者の負担感を最小化する簡便な仕組み・設計する事業を実施しているところがあります。

今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題

点の改善を図ってまいります。また、令和2年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づき採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。

シラスウナギについては、特定水産動植物に指定され、令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業に伴う各都府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。

密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。

<p>3</p> <p>来遊するシラスウナギを 含めてニホンウナギの生 理・生態等に関する調査研 究を一層推進し、ニホンウ ナギに好適な生息環境の 保全及び回復を図るととも に、適正な放流手法の確立 と放流体制の構築に係る支 援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところである。 また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「ウナギ生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和4年度末までに、19府県40河川2湖沼において石倉増殖礁を設置しており、令和5年度においても現在のところ、11河川での設置を進めているところです。 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。</p> <p>【国交省】 ニホンウナギへの取組ということをございしますが、先ほど申し上げている通り、すべての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進しまして、河川の連続性を確保するために、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでいまして、引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息、生育、繁殖環境の保全創出に努めてまいります。すべての川ということではございませぬけれども、ニホンウナギをしっかりとやっていこうということで協議会を立ち上げて取り組んでいる水系もございませぬのでそういった取り組みももっと進めてまいりたいと考えてございます。</p>	<p>R5年度と同文</p>
<p>4</p> <p>シラスウナギの大量生産 技術の実用化に向けた取り 組みを一層推進していくこ と。</p>	<p>【農水省】 ウナギについては、平成26年度から水産庁委託事業により、人工種苗の生産技術の開発を行っているところと 人工授精に用いる卵質の向上、飼料の改良、自動給餌システムなど、依然として解決すべき課題は残されているため、産学官の連携により、人工種苗大量生産技術の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>	<p>R5年度と同文</p>

Ⅶ 内水面漁場管理委員会制度の堅持について

R5年度提案書		R5年度と同文	R6年度提案書
<p>R5年度提案書</p> <p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このようなか中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。</p> <p>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		R5年度と同文	R6年度提案書
<p>R5年度提案</p> <p>1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたって調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。</p> <p>2 独立の行政委員会として、都道府県財政に左右されず、適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>			<p>回答、状況等</p> <p>【農水省】 内水面漁場管理委員会の維持、それと交付金について、まとめて回答します。 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。 令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところを、引き続き、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>



資料No.4-1

漁 第 813 号
令和5年9月20日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高杉 則行 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和4年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第90条第1項に基づき、漁業権者より報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和5年9月26日

茨城県農林水産部漁政課

1 資源管理状況等の報告義務化

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられている。

(漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項及び漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第28条第1項)

- ・知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会(※内水面は内水面漁場管理委員会)へ報告することが義務付けられている。

(漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項)

2 報告の概要

- ・対象期間 令和4年1月から12月までの間
- ・報告期限 3月31日(養殖業)又は漁業協同組合総会終了後1ヵ月以内
- ・報告方法 規定の様式による。
- ・報告内容 主に以下の項目について報告

共同漁業権

(1) 資源管理に関する取組の実施状況	(2) 漁獲量その他の漁場活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁業の種類ごとの組合員行使権者数
②採捕の制限に関する取組の実施・ 遵守状況	②漁業の種類ごとの延べ操業日数
③資源の増殖に関する取組の実施状況	③採捕者数(遊漁券の販売枚数)
④その他の取組	④魚種別増殖実施量

区画漁業権(魚類)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②魚種ごとの生産量及び生産金額

区画漁業権(真珠)

(1) 資源管理の状況	(2) 生産量その他の漁場の活用状況
①漁業関係法令の遵守状況	①漁場の面積、構造、施設数等
②漁場環境の保全等の取組	②母貝数、生産量及び生産金額

3 報告結果について

共同漁業権漁場 ※漁業権の公示番号、漁場（河川）、漁業権者（漁協）はP.9 参照

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・各漁場とも、漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法及び県漁業調整規則等、漁業関係法令について指導が行われ、法令が遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

○共通

- ・各漁場とも、組合員により、漁業の方法、統数又は規模の制限、区域及び期間等について、漁業権行使規則の規定が遵守された。

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみの輪番操業が行われた。
- ・茨内共第23号漁場において、漁具制限及びしじみ保護区域の設定が行われた。
- ・茨内共第24号漁場において、しじみ漁業の漁具・操業期間及び時間・操業区域・全長の制限、かき及びえむし漁業の操業区域制限が行われた。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみ稚貝の保護（再放流）が行われた。
- ・茨内共第23、24号漁場において、しじみ稚貝の種苗放流が行われた。

○第5種共同漁業権漁場

- ・各漁場において、目標増殖量に基づいた漁業権対象種の増殖が行われた。
- ・茨内共第4、5、12～15、17号漁場において、カワウの追い払いが行われた。
- ・茨内共第4、9～13号漁場において外来魚の駆除活動が行われた。
- ・茨内共第4、5、12～15、17号漁場において、産卵場造成（あゆ、ふな、うぐい、おいかわ）が行われた。

④その他の取組

- ・各漁場において、組合員による定期的な密漁監視活動が行われた。
- ・茨内共第2、4、5、12、13号漁場において学生を対象としたふな、あゆ等の放流体験又はさけの採卵見学会、広報誌へのふな放流の写真掲載、茨内共第15号漁場においてアユの友釣り教室が開催されるなど、地元の水産業への理解を深める活動が行われた。
- ・茨内共第1、9～14、24号漁場において、組合員、地域住民及び遊漁者等による漁場清掃活動が行われた。
- ・茨内共第3号において、アカミミガメの駆除活動が行われた。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

①漁業の種類ごとの組合員行使権者数

②漁業の種類ごとの延べ操業日数

・別表1、2のとおり。

③採捕者数（遊漁券の発行枚数）

・別表3のとおり。

④魚種別増殖実施量

・別表4のとおり。

区画漁業権漁場（魚類）

【公示番号：茨内区第1号（水戸市谷中池） 漁業権者：(有)小平鯉金魚養殖場】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・魚の状態を見ながら、注水及び酸素（エア）等をしながら、漁場環境を悪化させないように管理された。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

・漁場面積 : 3,858 m² ・養殖施設構造 : 木材
・養殖施設数 : 1,655 m² ・左のうち使用施設数 : 1,655 m²

②魚類の生産量及び生産金額

・生産量 : めだか 300,000尾など
・生産金額 : 1者だけの免許であるため、金額は公表しない

区画漁業権漁場（真珠）

【公示番号：茨内区第4号（小野川） 漁業権者：戸田真珠(有)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第5号（小野川） 漁業権者：清和真珠(株)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第6号（新利根川） 漁業権者：大湖真珠(株)、新利根漁協】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・ 漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

- ・ 養殖数量を適切に管理し、漁場環境を悪化させないように管理された。
- ・ 養殖施設を適切に管理し、他者の漁業生産活動を妨げていない。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

茨内区第4号	・ 養殖施設構造	: フロート式
・ 漁場面積 : 12,400 m ²		筏式
・ 養殖施設数: フロート 70 台、筏 20 台	・ 左のうち使用施設数:	フロート 70 台
・ 母貝数 : 24,280 個		筏 15 台

茨内区第5号	・ 養殖施設構造	: 筏式
・ 漁場面積 : 12,000 m ²	・ 左のうち使用施設数:	筏 5 台
・ 養殖施設数: 筏 6 台		
・ 母貝数 : 10,000 個		

茨内区第6号	・ 養殖施設構造	: 筏式
・ 漁場面積 : 3,000 m ²	・ 左のうち使用施設数:	筏 46 台
・ 養殖施設数: 筏 46 台		
・ 母貝数 : 35,000 個		

②魚類の生産量及び生産金額

茨内区第4号	・ 生産量	: 1,640 匁
・ 生産金額	: 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第5号	・ 生産量	: 2 貫目
・ 生産金額	: 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

茨内区第6号	・ 生産量	: 2,800 個
・ 生産金額	: 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない	

※ 1 匁=3.75g (真珠 4~5 個) 1 貫=1,000 匁 (3,750g)

表1 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第1種共同漁業権)

報告期間:令和4年1月~12月

漁場番号	茨内共第1号			茨内共第20号			茨内共第21号			茨内共第23号			茨内共第24号		
	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
行使権者数(人)	91			84			84			1,509			325		
漁業の名称															
えむし															
しじみ															
かき	0	0	0	8	50	0	5	10	0	218	250	0	36,000	976	390,400
あさり	0	0	0										40	0.01	5
はまぐり	0	0	0												
備考	資源保護のため休漁														

表2 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第5種共同漁業権)

報告期間:令和4年1月~12月

漁場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
行使権者数(人)	66	52	356	264	210	131	131	131	107	1,509	325	3,742	308
漁業の名称	延べ操業日数(人・日)												
えび	0	990				65	0		45	1,183	270		
こい	0	600	585	100	80	178	42	790	52	649	290	700	0
ふな	20	630	2,345	1,880	80	980	253	1,134	92	806	240	1,300	12
うなぎ		1,110	2,971	2,108	800			195		37,491	995	1,900	12
わかさぎ	0	300				0	5		100	162	65		12
もつご		1,110	500	580	35								
ひがい			0	0									
たなご		990	230	130	142	0	0						
うぐい			0	0						3,004	180	200	0
にごい			0	5					0	125			
どじょう			730	500	80	272	20						
なまず			210	144									
あゆ			0	262					0	60,360	70	15,000	7
おいかわ		0	30	169	15				0	12,012	30	150	0
ぼら			0	0						1,019	335		
はぜ									10	2,821	350	600	0
かじか										4,512			
やまめ										1,200		900	45
いわな												90	0
もろこ		1,020							0				
さくらます										525		100	
備考													

表3 遊漁券発行状況

漁業権漁場	種 類	発行枚数	
		日券	年券
茨内共第2号	雑魚券	日券	0
		年券	2
茨内共第3号	雑魚券	日券	1,573
		年券	149
茨内共第4～6号	あゆ券	日券	0
		年券	3
	雑魚券	日券	21
		年券	48
茨内共第9、10号	雑魚券	日券	100
		年券	18
茨内共第11号	雑魚券	日券	0
		年券	0
茨内共第12号	あゆ券	日券	0
		年券	0
	雑魚券	日券	5
		年券	81
茨内共第13号	あゆ、やまめ券	日券	152
		年券	219
	さくらます券	日券	10
		年券	23
	雑券	日券	74
		年券	55
	投網券	日券	4
		年券	60
茨内共第14号	雑券	日券	48
		年券	14
茨内共第15号	あゆ、やまめ、いわな券	日券	1,478
		年券	598
	さくらます券	日券	1
		年券	9
	雑券	日券	136
		年券	63
	投網券	日券	6
		年券	6
茨内共第17号	あゆ、やまめ、いわな券	日券	878
		年券	317
	雑券	日券	114
		年券	7

表4 魚種別増殖実施量

報告期間：令和4年1月～12月

：漁業権非対象種

：目標増殖量公示無しの種類

魚場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
ふな	公示	500kg	200kg	325kg	75kg	400kg	100kg	100kg	400kg	150kg	200kg	350kg	350kg
	実績	760kg	280kg	325kg	75kg	400kg	100kg	100kg	400kg	150kg	200kg	350kg	350kg
うなぎ	公示		30kg	35kg	10kg		10kg	10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
	実績		35kg	40kg	10kg		10kg	10kg		150kg	100kg	100kg	5kg
わかさぎ	公示	200万粒	1,000万粒			50万粒	50万粒		200万粒	300万粒	1,000万粒		100万粒
	実績												
たなご	公示				3,000尾								
	実績				700尾								
うぐい	公示									河床耕耘		470kg	
	実績											産卵場造成	470kg
あゆ	公示			300kg						300kg	10kg	2,000kg	300kg
	実績			300kg						430kg	10kg	2,245kg	300kg
かじか	公示									1,500尾			
	実績									1,600尾			
やまめ稚魚	公示									5,000尾		40,000尾	
	実績									5,000尾		40,000尾	
やまめ成魚	公示											800kg	800kg
	実績											800kg	780kg
いわな稚魚	公示											3,000尾	
	実績												
いわな成魚	公示												5,000尾
	実績												
さくらます	公示									150kg		200kg	
	実績									150kg			
備考										しじみ100 kg			

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画 概要

1. 公示番号 (茨内共)	1	19	20	21	23	24	1. 公示番号 (茨内共)	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
(1)漁業種類等	第1種共同漁業						(1)漁業種類等	第5種共同漁業													
ア 漁業種類	第1種共同漁業						ア 漁業種類	第5種共同漁業													
えむし					○	○	えむし														
しじみ		○	○	○	○	○	しじみ														
かき	○					○	かき														
あさり	○						あさり														
はまぐり	○						はまぐり														
えび							えび	○	○				○	○		○	○	○			
こい							こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふな							ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うなぎ							うなぎ		○	○	○	○			○		○	○	○	○	
わかさぎ							わかさぎ	○	○				○	○		○	○	○			○
もつご							もつご		○	○	○	○									
ひがい							ひがい			○	○										
たなご							たなご		○	○	○	○	○	○							
うぐい							うぐい			○	○						○	○	○	○	○
にごい							にごい			○	○					○	○				
どじょう							どじょう			○	○	○	○	○							
なまず							なまず			○	○										
あゆ							あゆ			○	○					○	○	○	○	○	○
おいかわ							おいかわ		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
ぼら							ぼら			○	○						○	○			
はぜ							はぜ									○	○	○	○	○	○
かじか							かじか										○				
やまめ							やまめ										○		○	○	○
いwana							いwana												○	○	○
もろこ							もろこ		○							○				○	○
さくらます							さくらます										○		○		○
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで						ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで													
(2)漁場の位置 (代表河川名)	利根川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	那珂川	瀬沼 瀬沼川	(2)漁場の位置 (代表河川名)	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	瀬沼 瀬沼川	久慈川	大北川	
3. 漁業権者(漁協)	はさき	関東 小貝川	関東	関東	那珂川 那珂川第 一	大瀬沼	3. 漁業権者(漁協)	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第 一	大瀬沼	久慈川	大北川	
4. 免許日	平成26年1月1日						4. 免許日	平成26年1月1日													
5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで						5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで													

民間による久慈川アユ友釣り教室の取り組みについて

1. 概要

茨城県は全国有数のアユの漁獲量を誇り、釣り人の間でも好釣り場として知られるが、大震災以降アユ遊漁者の数が減少し、地域経済にも影響を与えている。

アユ釣りは、主に「友釣り」と呼ばれる独特の方法で行われ、「技術が難しい」「道具が高い」「きっかけがない」など、その他の釣りと比べて始めるのが難しい釣りであることから、県では令和元年度から令和4年度まで久慈川での初心者向けアユ友釣り教室の開催を支援してきた。

今年度は、民間事業者がこれを引き継ぎ、マンツーマンのインストラクター指導と道具貸出に加え、それぞれが趣向を凝らした企画を盛り込み、アユ友釣り教室を開催した。

2. 実施状況

(1) 民間事業者による開催実績

別添のとおり

(2) 事業者への聞き取り

- ・今年度から参加者の費用負担が増えたため、応募が少ないことが心配されたが、募集開始2週間で定員に達する企画もあるなど、本気でアユ友釣りを始めたい、技術を習得したい遊漁者が一定数いることが分かった。
- ・参加者は、県内外からの10代から70代までの個人、家族連れであり、昨年度までと同様に幅広い年齢層であった。
- ・「アユ友釣りを始めたいとの感想を持つ参加者が複数人いた。」「参加後に自ら道具を購入し、久慈川へアユ友釣りに訪れた参加者が複数人いた。」とのことであり、着実にアユ友釣り人口を増やす取り組みであることがうかがえた。
- ・ただ釣らせるだけでなく、囿つけから取込までの一連の作業を身に付けられるよう、インストラクターの熱心な指導があったのも、アユ友釣りを始めるか迷っていた参加者の背中を押したと思われる。



R5アユ釣り教室開催実績について

事業者名	実施場所	募集人数・回数	実施回数	参加人数	参加費	主な内容
(一社) 大子町振興公社	大子町 湯の里公園	10名/回×2回	1泊2日を2回 (7月1回、8月1回)	20名	17,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等 講義 ・インストラクターを交えたBBQ を実施
アウトドアベース大子	大子町 湯の里公園	10名/回 回数制限なし	日帰りを15回 (6月3回、7月7回、8月5回)	32名	12,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・日程を設定せず随時募集 ・アユの生態、友釣り基本事項等 講義 ・実釣後釣獲アユを使った塩焼き 体験を実施 (希望者別料金)
LOCALBOOSTER	大子町 湯の里公園	6名/回 回数制限なし	日帰りを1回 (7月1回、9月台風により1回中止)	3名	12,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・日程を設定せず随時募集 ・インストラクターから大子町の 暮らし、魅力についてレクチャー
元気な郷づくり(株)	常陸大宮市 道の駅常陸大宮裏	10名/回×2回	日帰りを1回 (8月1回、9月台風により1回中止)	2名	12,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等 講義 ・弁当、飲み物の他、記念品の 帽子プレゼント
ホテル船亭	常陸大宮市 丸信ドライブイン裏	10名/回×1回	1泊2日を1回 (9月1回)	5名	25,000円/人	・インストラクターマンツーマン アユ釣り体験 ・アユの生態、友釣り基本事項等 講義 ・弁当、鮎づくしプランを提供

* R4補助事業下では、2事業主体、20名/人/回、3回/主体、参加費3千円で100名参加のところ、R5は合計で62名が参加